

令和5年度 第1回八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和5年8月23日（水） 午後2時00分から3時40分

場 所：八尾市立青少年センター 3階集会室

出席者：鶴 委員（会長）

前田委員（副会長）

青木委員

天野委員

宇野委員

遠藤委員

神原委員

木曾委員

須釜委員

竹川委員

西川委員

野口委員

野本委員

原 委員

南 委員

欠席者：寺島委員

事務局（保育・こども園課）：久保、重尾、小山、河邑、倉本

（こども施設運営課）：阪本、牧野

1. 開会挨拶（八尾市長 大松桂右）

2. 委嘱状の交付

3. 委員の紹介

4. 会長及び副会長の選出・就任挨拶

会長に鶴委員、副会長に前田委員を選出・承認

●会長挨拶

会 長：この障害児保育審議会ですが、平成30年度に今後の就学前施設における障がい児保育のあり方に関して、“八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方」に関する提言”という提言書を作成し、市長に手渡して

おります。提言の大きな柱としては、提言推進状況管理表記載の5項目になります。1つ目の「1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造」が大きな理念となっており、2つ目から5つ目についてはこの大きな理念実現のための仕組みということになっております。それ以後、これに沿ってこの審議会ではいろいろと議論を進めてまいりました。今回は、委員の入れ替わりや新しく参加される委員の方がおられますので、まずは八尾市における障がい児保育の状況と仕組みや制度等に関して共有することを目的としております。さらに提言に沿って提示されている仕組みや制度等に関して意見交換又は議論を行い、今後の課題を明らかにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：それではこの後の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

5. 提言実現に向けた現状報告

会長：議事進行についてはお手元配付の次第書に沿って進めさせていただきたいと思っております。次第5. 提言実現に向けた現状報告について事務局の方から説明をお願いします。

事務局：資料について説明いたします。資料4「提言推進状況管理表」をご用意ください。

八尾市が平成30年度に障がい児保育の取り組みについての理念と仕組みづくりをまとめた提言書を元に作成されたものです。この表の見方ですが、その提言書を元に、一番左の列に提言実現の方向性5項目を、2列目に仕組みづくりのポイント11項目を記載しております。本審議会では、平成30年度に提言書を作成した後、この管理表に沿って取り組みが進んでいるか、また課題は何かを確認しており、八尾市の障がい児保育がより時代のニーズに即したものとなるよう努めております。それでは、管理表に沿って令和4年度に特に進んだ取り組みを中心に事務局より報告させていただきます。

最初に、提言項目1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育の創造」についてです。八尾市では、令和元年度から公立認定こども園に特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）の役割を担う主幹保育教諭を配置しております。同時に、教育センターが公立認定こども園で行っている「特別支援教育・保育ゼミ」において、専門家による障がい児巡回指導や障がい児保育に関する学習・交流などの実施を始めております。取り組み開始から5年目の現在の課題として、1-①では、「これまでの方向性・課題等」の項目に、提言書が形骸化しないための取り組みが必要と出されております。これに対して、令和4年度の取り組みといたしましては、「実績・成果」として、インクルーシブ保育の理念を広く浸透させるための研修動画を配信し、いつでも見られるようにしております。1-②に参ります。「特別支援教育・保育ゼミ」で、インクルーシブ保育について学んだことを各施設での質の向上に反映させて

いくことが課題として出されております。これに対しては、教育センターにおいて、コロナ禍で制限していた公立認定こども園、医療型児童発達支援センターの職員を対象とする「特別支援教育・保育ゼミ」を実施し、全体会でのグループワークや他園への巡回指導への参加、施設見学などを再開し、一人ひとりに応じた援助や支援を行うための知識を深め、教育・保育実践について学び合ったことが報告されております。他にも、公民問わず各園でインクルーシブ保育の提言要旨を職員間で読み合ったり、障がい児の理解を深めるため研修等を通じて学び合ったりしながら、一人ひとりの児童の特性に合わせた支援を行っていることが報告されております。

続いて、提言項目2.「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりについてです。2-③では、課題として、コーディネーターを中心に園全体での対応力を高めることとあります。すでにコーディネーターを配置していた公立園に加え、令和4年度からは私立園においてもコーディネーターを配置することとなり、それぞれの園でコーディネーターを中心に、発達に課題をもつ児童に対する支援を行う仕組みが出来て、児童一人ひとりに応じた個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成することになりました。「実績・成果」では、支援の方向性が明確になり、コーディネーターが担任と共に保護者と面談することで相談窓口にもなったことが報告されております。続いて2-④に参ります。令和元年の審議会において、医療型児童発達支援センターによる保育所等訪問支援事業、施設等訪問支援、個別支援「外来保育」、関係機関研修等、様々な取り組みがなされていることが報告されており、多職種連携や子育て支援ネットワークセンターとの連携強化などが「実績・成果」としてあがっておりました。また、在園児へのフォローとして、保育施設に対して支援方法等の助言を行う体制作りについてですが、これに対しての「実績・成果」として、医療型児童発達支援センターとこども総合支援センターが連携して、多職種間連携のもと園訪問を行う仕組みができ、依頼があった園に出向いて対象児童に対する支援が始まりました。また、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」については、教育センターにおいて、ホームページ上に「八尾市の特別支援教育について」を掲載し、就学前施設やその保護者だけでなく、広く市民に向けても周知を行っております。

続いて、提言項目3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりについてです。3-⑤では、こども総合支援センターを核とした関係機関の連携を進める方向性が示されておりました。「実績・成果」として、令和4年10月に開設しました、こども総合支援センター「ほっぷ」が中心となって、「切れ目のない支援」の実現に向け、子どもの発達特性に関する支援が一体性や連続性を持って各機関に適切に引き継がれるよう関係機関の話し合い

が行われていることが報告されております。続いて、3-⑥では、保育サポートの新規入所申請対象の募集枠が少なく、保護者ニーズに応えにくいという課題が出されておりました。これに対しては、制度見直しの検討を行う中で、規定枠を超えて新規入所枠を設定できる仕組みに変更していく方向性となりました。現行では、私立園の3歳児以上の支援を必要とする児童は各園、学年ごとに2名計6名の保育サポートとして認定を受ける仕組みですが、令和6年度入所以降の改正におきましては、従来の3歳以上各学年2名計6名を基本としたうえで、新規募集枠の確保及び、在園児をサポート認定に切り替える場合に限り、一定の条件を満たせば6枠を超えることを可能とする制度へと見直しを行ってまいります。

続いて、提言項目4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりについてです。4-⑦では、コーディネーターの存在や役割、こども総合支援センターの機能を広く市民向けに周知することが課題として出されておりました。これに対しては、教育センターやこども総合支援センター「ほっぷ」が、事業内容についてホームページやパンフレット、チラシ等でわかりやすく案内することに努め、市民周知を広く行ってまいりました。4-⑧では、続いて、医療的ケア児の受入れについても課題として出されております。八尾市障害児保育審議会医療的ケア児保育等検討部会において、令和4年度、「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン」を策定いただき、すでに実施している公立園に加えて、私立園においてもモデル的に医療的ケア児の受入れ実施が始まることから、医療型児童発達支援センターとの連携を強化し、相談体制を構築することが報告されております。4-⑨では、続いて入所申請段階以前の相談機能の充実が出ておりますが、これに対しては、保健センターの乳幼児健診やこども総合支援センターの子育て相談等の機能により早期発見・早期相談につなげ、保護者とともに入所に向けて進路を考える伴走型支援に努めていることが関係各課より報告されております。

最後に、提言項目5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくりについてです。以前より保育者の支援が個への手だてから集団の手だてへと発展し、子ども同士が助け合い育ちあう実践の蓄積が必要であり、障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう保育実践を広げていくことを話し合ってきました。5-⑩では「特別支援教育・保育ゼミ」で、参加者が得た学びを自園内で共有する仕組みづくりとして、教育センターで特別支援教育・保育園内研究会などを実施しております。指導案や当日の保育観察を通してインクルーシブな保育実践の学び合いを進めていることが報告され、また「特別支援教育・保育ゼミ」で学んだことを自園職員間で共有し、日々の保育に活かしていることが公立認定こども園より報告されております。そして、続く

5-⑪それらのノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくることに関しては、医療型児童発達支援センターが作業療法士・言語聴覚士の研修を実施したり、特別支援教育・保育ゼミメンバーによる施設見学を受入れたりしており、教育センターにおいても、専門家による各就学前教育・保育施設への巡回指導や特別支援教育・保育に関する研修を市内中央の会場にて実施し、就学前施設へ案内を行っております。巡回指導の中では、専門家の先生より「昨年度と比べて保育者のかかわり方が変わった。助言が活かされていると感じる」との意見が出されていまして。公立認定こども園でのコーディネーター研修を参考に、私立保育園連盟においても、令和4年度から配置されたコーディネーターを中心に定期的にコーディネーター研修を実施する学びの場づくりが始まったところであります。

以上が、資料4「提言推進状況管理表」における令和4年度の主な実績報告になります。

会長：ありがとうございました。現状等について説明ありましたが、委員の皆様から質問あるいは補足等ありましたらよろしくお願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長：ないようですので、この件につきましては終了いたします。

6. 意見交換

会長：提言の実現に向けて意見交換を行いたいと思っております。提言推進状況管理表の「実績・成果」の網掛け部分「2-③各園におけるコーディネーターの活用における保育実践の充実」、「2-④と3-⑤こども総合支援センター「ほっぷ」を核とした支援強化」、「4-⑧就学前施設において医療的ケア児をどのように受入れていくか」の取り組みを中心に出来ればと思っております。昨年度の議論を踏まえ「コーディネーターの配置や強化」、「「ほっぷ」を中心とした切れ目のない支援」、「医療的ケア児の対応」の3点を中心に議論できればと思っております。それに先立ちまして、資料も有るのですが、昨年度開設したばかりのこども総合支援センター「ほっぷ」の概要につきまして説明をお願いできればと思っております。委員よろしいですか。

委員：「ほっぷ」は、こども総合支援課といじめから子どもを守る課の2課で構成されており、0～18歳までのお子さんの支援を行っております。「ほっぷ」には相談機能もございますし、「あそびのひろば」をセンターの1階に常時開設しており、そちらの方が大体0～6歳ぐらいまでのお子さんを対象としたおもちゃを置いておまして、親子で自由に遊んでいただく場所を設けております。その中で、保育士・保育教諭等も巡回しており、保護者からのご相談にのらせていただいたり、必要に応じて心理士に繋いだりと、早期支援に繋げるようにしています。

開設から半年以上経過し来館者数は多く、飛び込みで相談を希望される方もいらっしやいます。建物が保健センターの隣にあるので、乳児の相談がある場合には保健センターに繋ぐ等、しています。また、こども総合支援課が中心となる多職種連携というところでは、医療型児童発達支援センター「いちょう」等と連携し園訪問を実施しているところです。また、児童虐待についても当課で担っており、虐待の件数や通告の件数が増えているといった現状の中で、保健センターやこども家庭センターとも連携しながら対応しているところです。

会長：「あそびのひろば」というのはいわゆる国の事業の地域子育て支援拠点事業になるのですか。

委員：拠点事業とはまた別で行っており、市独自で予算を取り対応しております。

委員：「あそびのひろば」の月あたり日あたり来館者数はどのぐらいでしょうか。

委員：天候にも左右されるのですが、大体1日30～40組の方に来ていただいているかなと思います。特に0～2歳の方が多い印象です。午前中は1～2歳の方が多く、15時以降になると就園されている方が帰りに寄られたりされています。16時頃には何故か0～1歳の子が多くなってくるような状況が続いております。また、現在夏休みなので下の子について小学校5～6年生の子も一緒に来て遊んでいるといった現状もございます。

会長：昨年度に医療的ケア児の保育に関するガイドラインを作成し、これについて検討部会の部会長を務められました委員の方から簡単に説明をお願いします。

委員：このガイドラインは様々な職種の方や市の部署の方が、自分達がどういったことが出来るかといった視点で意見を持ち合って作成されました。これからも出来ることを探しながら、インクルーシブ保育が進んでいくうえでの基盤になったと思っています。

会長：昨年度にガイドラインが出来て、今年度よりモデル園での受入れが始まっていますが、何かご質問等ございますでしょうか。

委員：ガイドラインの内容について簡単にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：八尾市における医療的ケアの実施基本方針といたしまして、認定こども園等に対応できる医療的ケアの範囲や受入れ可能な児童についての検討を重ねてまいりました。安定した在宅での状況、集団生活への適応、医師との連携、また受入れ園の体制等をクリアしたうえで受入れていくというような基本方針を示したものになります。また、受入れの流れについても明記しております。まずは保育・こども園課に相談いただき、医療型児童発達支援センター「いちょう」を利用したうえで児童の様子を「いちょう」所属の医師に把握してもらい、円滑な園生活を送れるような橋渡しとしての役割を果たしていただく所についても示しております。

会長：医療的ケア児について質問が出ましたので。このまま医療的ケア児の受入れに関して質問またはご意見等ございますでしょうか。

委員：実際に受入れが始まっていると思いますので、今の時点でどう進んでおり、どういった難しさがあるか等、何かあれば教えて下さい。

会長：受入れ園が何園かも合わせて教えて下さい。

事務局：既に公立認定こども園では過去より受入れを実施しておりますが、今年度に関しましては公立認定こども園での受入れは0名、モデル園として私立認定こども園にて1名の受入れをしております。受入れにあたっては看護師の配置をし、児童の医療的ケアをしていただくといった体制をとっております。子どもにとってどんな園生活を送るのが良いかを踏まえ、保護者や園と入園前からしっかりと調整しております。時々、園に現状を確認しますが、児童が感染症にかかってしまったりする中で続けて登園する事が難しいと伺っております。とぎれとぎれの通園ではありますが、保護者の就労保障というところでは対応できているのかなと思っております。

会長：医療型児童発達支援センター「いちょう」との連携はどのような形でされていますか。

委員：入園を希望される際にまずは保育・こども園課へ相談されるので、相談が有れば「いちょう」へご連絡いただき、診療所にて受診していただいています。「いちょう」に通園されている児童で医療的ケア児としての入園を希望されている方に関しては、こちらから保育・こども園課に連絡し、連携をとって進めています。

委員：ガイドラインを作成し市長に手渡しさせていただいた際、園や看護師あるいは保育士の方にとって有意義な研修を継続していただきたいと申し入れ、それに関して賛同していただいたと思っております。今はまだ1名の受入れということですが、受入れ園や受入れ児童が広がっていく中で看護師や保育士の方々に対する実質的な研修や関連園での意見交換が進んでいってくれたらと思っております。

会長：研修は何かされているのですか。

事務局：公立認定こども園にて行っている、特別支援教育・保育ゼミにモデル園の看護師にもご参加いただき、公立認定こども園の看護師と交流しています。日常的に困ったことは「いちょう」と園が連絡を取り合い進めていただいております。主治医の先生とも園が頻繁に連絡を取っているようで、困り事や不明点等有ればその都度相談されていると聞いています。

会長：ガイドラインもでき、連携やネットワークもできてきている中で、看護師を配置するための補助といった予算的な裏付けとかはあるのでしょうか。

委員：今回の医療的ケア児の保育受入れについては、国の方で医療的ケア児支援法が令和3年9月に施行され、それに伴い国の方でも予算メニューを拡充し提示されております。まずは看護師の複数配置の補助金が国庫補助メニューでございます。1名受入れすれば1名の看護師配置に対し、2名以上受入れすれば2名の看護師配置に対しての補助金がメニューでありますので、それを予算化させていただいております。それ以外にも、痰吸引等の医療行為をする時に研修を受けた保育士等が従事する分についても補助が用意されております。昨年度、ガイドラインの議論の中では国庫補助メニューの他にもより安心できるような、看護師の確保がなかなか出来ない中でさらにフォローが出来る仕組みや、災害時の備品等について議論もありましたが、現段階ではその辺りの国庫補助メニューはありませんので、今後、市としても要望しながら拡充してまいりたいと思っております。

会長：ありがとうございます。続いてコーディネーターの活用についてご質問・ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。公立園に続き、昨年度から私立園でのコーディネーターの配置が始まったというような状況です。

委員：私立園にコーディネーターが配置され1年以上経過しましたが、こういった立場の方がコーディネーターになられているのかという点と、実際運用してきての課題や今後の方針を教えてください。

副会長：令和4年度から各私立園にコーディネーターを配置することになり、主に主幹保育教諭や主任の先生、なかには担任と兼務しているという園も有ります。令和2年の途中から公立園のコーディネーター会議に私立園の代表として参加させていただき、こういったことをされているのか勉強させていただきました。令和4年度から八尾私立保育連盟が行う研修はスタートしておりますが、私立園により特色が有り、園の体制も違えば職員配置も様々で、コーディネーターの先生方も一体自分はどういう立ち位置でどうして行ったらいいのか、戸惑いながらも進めているような状態です。約1年間コーディネーターの先生方と、コーディネーターとは一体どういうことをするのか、どうしていったらいいのかということ議論し、まずはコーディネーターという言葉の浸透というところから始めました。今年度に入り指導計画を立てるのに、担任だけが保護者と面談しているという園も有りますが、現場の先生達の声や自分たちだけではなくコーディネーターの方に入っていくことで保護者の意図や気持ちを汲むことができ、計画を立てやすくなったといった声もあったので、出来るだけコーディネーターの先生方に参加していただくように声掛けを今しているような状態で、なかなか公立園のように進んだ会議ができていないのが現実です。また、キャリアの違いもあり、園によっては年数の長い先生が揃っているところもあれば、若い先生方で一所懸命やられているところもあります。そういったこともあり、私立園では統一といったことは難しいですが、多くの園の意見を聞くことが参加されている先生たちにとっては勉強になり、いろんなケースの話もある中で様々なヒントを貰い、園に持ち帰り、また園でコーディネーターの先生を中心に園内研修をして欲しいということで、本当にスタートしたところです。

支援計画や指導計画という書面で保護者と1年間の児童との向き合い方を整理出来たことは、プラスですが、外国籍の児童については言語の難しさがあります。言語の部分でのフォローについては園に任せきりではなく、もう少し市も一緒にしていただければと思います。サポートが要るのか要らないのかという判断や伝え方のニュアンスも外国籍の方は難しいといった声を聴きます。今現場にいろいろな先生の意見を聞きながら、私立園なりに今後の研修をどう持っていくのかについて手探りで進めているような段階です。各園の温度差をどういうふうにとらえていき、みんなで勉強会をどのようにしていったらいいのかというのが今後の課題になっています。

会長：ありがとうございます。私立幼稚園型認定こども園の現状についても教えてください。

委員：元々幼稚園だったので1号園児がほとんどです。八尾市には支援が必要な2号

園児に対する補助は手厚くしていただいておりますが、1号園児については大阪府から補助を受けるような形になっています。コーディネーターの先生が担任と一緒に保護者とお話する際も、コーディネーターの先生を指名したことによって話が進むようになりました。また、副会長がおっしゃられたように、保護者との話し合いのうえでどういった子になって欲しいかを書面にすることで、保護者の方にも一緒に考えていただけるようになりました。ただ、保護者によっては子に対する認識に園とズレが生じているケースもあります。そういった場合は、市の方に相談させていただいております。こういった八尾市の支援等が役立っているのは確かです。後、府に児童の支援が必要だという申請をする際に診断書や意見書を書いていただかないといけないのですが、支援が必要という意見書を書いて頂ける施設等を紹介していただけましたらすごくありがたいと思っております。

会 長：診断書や意見書の作成はどこか担当されているのでしょうか。

委 員：「ほっぷ」の開設に際し、八尾市医師会としても支援をさせていただいていたのですが、診断書等の医療的な部分の対応はなかなか難しく、「ほっぷ」と医療的連携をどう進めて行こうか相談しています。まだ、はっきりと体制は出来ていないのですが、八尾市立病院と連携したり、「いちょう」の医師や市も協力したりするという事で、その体制が出来つつあるという状況です。ただ、どうしても個人情報共有部分の壁が厚く、情報のやり取りをどうするかといった所を検討している状況にあります。

会 長：ありがとうございます。質疑よろしいでしょうか。副会長にお伺いしたいのですが、全園にコーディネーターの配置はされているということよろしいでしょうか。

副 会 長：配置されております。

委 員：制度的な所で補足ですが、八尾市の方で運営費補助金という補助金がありまして、コーディネーターの補助については幼保連携型認定こども園、保育所（園）、幼稚園型認定こども園のいずれの園も利用していただく事が可能な補助とさせていただいております。コーディネーターの仕組みとしては、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領と解説の中でコーディネーターを指名するようにと書かれてはいるのですが、国の方では補助が無いので、市の方で補助金を設けております。この提言を作る時からコーディネーターをキーマンに計画作りをしっかりとしたうえで支援の輪を作っていこうという方向性でしたので、令和4年度より個別の支援計画・指導計画の作成についても補助金の加算として制度運用を始めさせていただいております。

1つ紹介させていただきたいのですが、先日審議会の前会長である堀先生とお話する機会があり、皆さんに何かお伝えすることはありますかとお伺いした時に、インクルーシブ保育の理念や理想はしっかりと掲げたうえで、現場を大切に少しずつ一歩一歩進めていって下さいと仰ってました。このコーディネーターの仕組みについても皆さんと共有しながら進めていけたらと思いますので、お伝えさせていただきます。

会 長：八尾市では公立園と私立園が連携してコーディネーターの配置が進んでいます

が、去年、一昨年と大阪府下の私立幼稚園やこども園でコーディネーターの役割等についてお話させてもらったのですが、園長先生があまり理解されていなく配置もされていない園が多いと感じました。八尾市はおそらく大阪府下でも進んでいるという印象がありますので、様々な課題をクリアしながら、進めていけたら良いのではないかと考えております。

委員：私には障がいのある息子が居まして、小学校や中学校にコーディネーターが配置されていましたが、親の立場としてその存在を知らないという方がたくさんおられました。周知の面で親の段階まで下りてきていないなと感じております。ポスターやチラシで周知を図っているとのことですが、保護者がどの方がコーディネーターか知らないという現状もあるので、周知面での工夫をもう少ししていただきたいなと考えております。

会長：幼稚園、保育所（園）、こども園ではコーディネーターに関してどのような周知をされているのでしょうか。

副会長：自園だけの話になりますが、入園説明会の時に担任と共に保育をする主幹保育教諭が色んなアドバイスをしますと紹介はしておりますが、コーディネーターとまではお伝えしておりません。ただ、今お話しを伺い、在園児の保護者全員にコーディネーターについて伝える工夫をしなければいけないと思いましたので、園やコーディネーター研修でどう周知していくべきかという所も考えていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

会長：公立園はどうですか。

委員：特にコーディネーターについて説明をしたことはありませんが、支援計画を立てるときには必ずコーディネーターと担当職員と保護者の3者で対面をしていますので、もしかするとその時にコーディネーターの紹介を担当職員からしているのではないかと考えております。そのため、保育サポートの保護者はご存知かもしれないですが、全園児の保護者に対してコーディネーターの配置について周知するということはありませんでした。

会長：小学校、中学校、高校はどうですか。

委員：八尾市の状況はわかりませんが、大阪府で言えば小学校、中学校、高校にもコーディネーターは配置されています。小学校等になると規模がおおくなるので、すべての支援計画にコーディネーターが参画しているかはわかりません。

会長：ありがとうございます。周知のことは今後の課題とさせていただきます。他にコーディネーターに関して何かございますでしょうか。

委員：公民でコーディネーターの研修等をされているかと思いますが、公立園でやってきたことをもう少し私立園にうまく繋いでいくといったところとか、八尾市全体でやっていくような取り組みといったものがもっとうまくいけば良いのかなと思うのですが、その辺りはどのようにされていますか。

副会長：教育センターにコーディネーター研修を公民問わず全園対象に案内していただいております。参加している私立園の先生方もいらっしゃるかと思います。また、令和4年度からコーディネーターを私立園で指名することになった際、コーディネーター配置についてのとまどい等もあったので公立園のコーディネーター

会議に参加させていただくようになりました。すでに公立園はコーディネーターを配置し、事例検討や様々な子どもに対する対応や職員の動き等について研修をされていましたので、私立園も教育センターが実施している研修に参加させていただきながら少しコーディネーターの役割がわかってきたところです。今後、公立園との研修の頻度を増やしていきたいとは思いますが、現場から職員が抜けるのが厳しい状況もあります。一人の先生が半日抜けるとその先生が抜けた所に誰が入るのかといった現状もあるので、空いた時間に何度でも見れるように配信というのも1つの方法だと思います。今後、可能な限り公民問わず幼稚園も含め研修等していければと思っております。

会長：研修に関して教育センターの方から何か補足等ありますか。

委員：研修に関しては公民問わずに案内し、希望される方に参加していただいております。他にもゼミの研修もあるので、同じように案内し参加していただいております。教育センターは山手にあり遠いということもあるので、場所の確保が出来る場合は、場所にも配慮しながら研修を計画しています。また、こども施設運営課の所管ではありますが、公立認定こども園にて行っているコーディネーター会議というものがあり、教育センターも担当させていただいております。公立認定こども園のコーディネーターは入れ替わりが有り、園で一人だけのコーディネーターということでコーディネーター自身の悩み等も多くあると聞いております。その辺りでコーディネーター自身のスキルアップや知識対応等知りたいこと、聞きたいことが山積みということで、2か月に1回のコーディネーター会議で情報交換をして横のつながりも大切にしております。コーディネーター会議の内容としては、「園での支援担当者会議の年間計画」、「事例に基づいた支援方法」、「園内での学習会」、「グループワーク」があり、先ほど副会長もおっしゃっていましたがコーディネーター会議に私立園代表のコーディネーターの方が一緒に参加され学び合う事例研究も行っております。私立園からは3年連続で参加されている方も居られ、公民共に一緒に学び合っていこうという雰囲気も感じています。今年度からは事例を私立園の方から提供してもらったりグループワークをする時にもファシリテーターを担っていただいたりとは一歩踏み出しているような状況にあります。私立園のコーディネーターも公立園のコーディネーターも共に学んでいこうという会議であり、この会議についても公民連携の1つかなと思っております。

会長：ありがとうございます。初めに「ほっぷ」についてご説明いただき、いくつかご質問ありましたが、他に何か「ほっぷ」についてご質問やご意見はないでしょうか。なければ全体を通して何かございませんか。

委員：本日初めて参加させていただき、コーディネーターというものにとっても感銘しました。また、提言に対して取り組んでこられたことが市民にまでは知られていないということを感じ、もったいないなと感じております。友達や同じような境遇の方に話を聞きますと、相談に行くのも教育センターに行くのも敷居が高く、親としては子どもの発達障がい認めたくなく、何年か経てば他の子に追いつくのではないかという希望を持ちながら、なかなか相談にいけない状況があります。

やっと相談に行った方も相談の3回中1回目で、もう大丈夫と言われたり、大人の前ではきっちり座っているが、集団に入ると異なってくる、そういった行動まで見てもらえずに大丈夫と判断されることがあったりします。大丈夫という判断は親としては嬉しいのですが、大丈夫とってしまうと次には繋がっていきません。また、子どもを中心にした施設と市と保護者の連携がなされなくて、施設に市からの専門的な支援や助言が伝わらず、親経由で伝わると施設側にもなかなか理解してもらえない等、子どもを中心にした支援が実際の所においてきていないのがすごく残念だと思いました。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：親の立場からですが、先ほどから何度も出ている個別の計画についてですが、私も子どもが在学中には何回も作成いただきました。ただ、作って終わり、素晴らしいものを作っても誰も見ていないと言うようなことが有りました。個人情報観点から鍵付きのロッカーに入れられないといけないという規制等が有るみたいですが、たくさんの先生が関わる中でその計画を基に皆さんに同じ支援をしていただかないと子どもが混乱しますし、家での支援にも一貫性がないと子どもがうまく育っていかないということを体験しています。なので計画を作られた後すべての関わる先生が計画を踏まえ一貫した対応をしていただけたらと感じています。先生が計画作成後にその計画を見せて下さるのですが、保護者によっては園との関係を良くしておきたということも有り、意見せず押印して返すのみということがあるようです。他の保護者より相談が有れば、その場で了承するのではなく、一旦持ち帰ったうえで子どもの状況等踏まえながら自分の意見は園に伝えた方が良くとお伝えしています。計画は共同で作成していくものなので、何か親としての思いが有るのであれば、園と意見交換しながら計画を作成していく方が良くと思います。発達障がい相談員のボランティアとして他の保護者から相談を受ける中で、そういった点での保護者意識が足りていないと感じています。この指導計画や支援計画は発達障がいのある子ども達の大学受験の際に配慮を受けることが出来るので、すごく大事なものののですが、保護者側の意識も足りないし、園側にもこれは大事な物だという意識が欲しいなと感じています。こども園等に在園されている段階から徐々に保護者の方にこれらの計画が大事な物だと伝えていっていただきたいなと思います。

会長：たくさんのご意見ありがとうございました。特にコーディネーターについて多くの議論が出来たかと思いますが、実践的なレベルで行くと障がいのあるお子さんだけではなく外国籍の子どもさんの支援のあり方についてどうしていくか、また園間のコーディネーターの取り組みに関するギャップや研修のあり方をどうしていくか等課題があるのではないかと思います。また、医療的な診断という所では医療的連携ということで説明がありましたが、個人情報のことも整理しながら進んで行っている状況ではありますが、具体的なことがわかれば今後お知らせ出来たらなと思います。それから、様々な制度やコーディネーターに関する周知が保護者に対してしっかり出来ているのかと言ったところも課題としてあると思います。いわゆる、ハードは出来ているがそれを運用するソフトがまだうまく

っていないのではないかということが、今回の議論で浮き彫りになってきたことかと思えます。また、実際に計画を作ってもそれが実効性の有る物なのかどうかといったご意見もありました。今後、子どもを真ん中にした連携をどうしていくかといったことも大きな課題として、この審議会で議論出来れば良いのではないかと思っております。次回、審議会においては今回のご意見を踏まえたうえで提言書の成果項目に沿って振り返り、今後の方向性や課題を踏まえて具体策の提案等について審議をしていきたいと思っております。今後、事務局の方から事前にシートの配布がありますので、記入や提出の方よろしく申し上げます。この件についてはこれで終了といたします。

7. 改正児童福祉法に係る児童発達支援センターの今後の取り組みについて

会 長：事務局の方から説明よろしく申し上げます。

事務局：それでは、次第7、改正児童福祉法施行に係る市立児童発達支援センターの今後について、ご説明申し上げます。資料7をご参照ください。

1. これまでの経過と児童福祉法改正についてであります。本市にございます2カ所の児童発達支援センターは、医療型が昭和48年、福祉型が昭和63年から開設し、これまで長きにわたって障がい児支援を実践してまいりました。令和6年4月施行の改正児童福祉法におきましては、児童発達支援センターが「地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関」とする方向性が示されるとともに、すべての障がい児を対象として、施設類型である医療型と福祉型の一元化が行われることになっております。方向性にございます「地域の中核的な役割」とは、資料にございますとおり、記載の①から④の機能全てを備えるものとなっております。

次に、2. 現状の成果と課題についてであります。本市の児童発達支援における現状の成果としましては、センターがその時代に必要なサービスを拡充しながら多くの障がい児とその保護者を支え、これまでの実践から児童発達支援に関する多くの知識と見識の蓄積とともに、療育の質を高めつつ児童発達支援機関としての役割を果たしてきました。今では多様化するニーズに対応する支援機関等も増加し、児童の状況に合わせて保護者が選択できる社会基盤が徐々に整備されてきたところであります。そういった状況におきまして、改正法の対応を図るべく、関係課における庁内会議を令和4年度末より5回開催し、これまでの経過や成果から今後の課題と方向性を整理したところであります。記載のとおり、大きく3つの視点から課題を分類し、まとめたものをお示ししております。

最後に、3. 今後の方向性についてであります。今後は、改正法や国の検討会報告書の内容を基に、本市のこれまでの実績と成果を活かし、市立児童発達支援センターが、関係機関とのネットワークをより一層強化、連携し、相互に補完しながら、課題の解消とともに、切れ目のない支援を実践していく必要があると考えております。センター機能の充実を図ることによって、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、市民生活が一層向上するものと考えております。今後センター機能の充実についての具体

的な内容は現在検討を進めているところでありますが、法改正を踏まえた施設に関する条例改正とともに、しかるべき時期に、市の方向性をお示ししたいと考えております。以上、簡単ではございますが法改正に係る市立児童発達支援センターの今後についてのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

会長：まだ議論は始まったばかりとのことですが、この案件について何かご質問等ございますでしょうか。

委員：他市で児童発達支援センターに長らく在籍しており、在籍している児童発達支援センターでも懸念事項や取り組んでいることがいくつもあります。おそらく規模的にも八尾市の児童発達支援センターと似たような感じかなと思っております。他機関との連携が難しく、「ほっぷ」、教育センター、こども家庭センター、保健センター、等の他機関との連携が個人情報の保護も含めてすごく重要と思っています。役割分担で被ってたらいい回しにならないような仕組みづくりがとても大事なので、今後さらに議論されるということですので、是非いろんな所の意見を聴取されて素晴らしいセンターにさせていただけたらと願っております。

会長：他にございませんでしょうか。無ければこの件については終わりたいと思います。

8. その他

会長：その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員：1点だけ、先ほどからどちらかと言うと個別の支援や個別の指導計画、医療的ケア児に対してどういった職員配置をするのかと言ったお話がメインでされていたかと思いますが、今年から八尾市の巡回で私立園にも行かせてもらうようになり改めて思ったのが、個に対する支援をどうするかという支援だけでは回らないということを感じています。個の支援だけでは多くの加配職員をつけても限界があります。今回、八尾市はずっとインクルーシブ（育ちあう）保育というのを掲げている所が八尾市の良いところだと思うので、個にどうするかの前に保育全体をどうするかという所をもう一度考えないといけないのではないかと考えております。やはりそこを変えていかないと職員を出せない状況は変わらないと思いますし、加配をたくさんつけても回らなくなっていっていると思うので、今までやってきた保育ももちろん大事にさせていただきながら、今一度、インクルーシブは本来子どもが全員違うということを前提に、保育していくということだと思うので、個の支援ももちろん大事ではありますが、集団の保育をどのようにしていくかという所も大事に考えていただけたらなと思います。

会長：個と集団の保育をどうしていくかということも含めて、また議論出来たらと考えております。他に何かございますでしょうか。

委員：今のご意見に対してですが、園訪問等で園へ行った際、私共も年齢が上がってくると個だけではなく集団を大事にされてはどうですかと園に助言させていただいている所です。また、いじめから子どもを守る課の方でいじめからの観点にはなりますが、個ではなく集団という所を大事にするといった所を八尾市の中で広めていけたらと思います。現在実践している状況がありますので、ご報告させていただきます。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：この提言書を作る時から関わらせていただいております、「子どもと子どもの育ちあい」、「子どもと保育者の育ちあい」、「子どもと保護者の育ちあい」、皆が学びあい育ちあうというのが出されていたかと思いますが、実践するのがとても難しい思いながらこの7年関わってまいりました。先ほど委員から、集団の中での育ちあいということが改めて課題提起され、より皆さんが実践に繋がれるようなことも頑張っていけたらなと思います。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員：幼稚園型認定こども園ということで、今までから教育的な立場で子どもを指導することが多くありましたが、最近ほとんどの園が認定こども園になり、低年齢児や保育を必要とするお子さんも一緒に教育・保育をさせていただくようになりました。幼稚園教諭の研修会も様々で、今までは小学校に進学した時にしっかりと教育を受けられるような子どもに育つということが目的でしたが、これからは子ども主体で子どもが考えて行動できるように育っていくようになってきているので、先生から一方的に教えるのではなく、子どもたちがどうしたいか、何を作りたいか、自由制作をたくさん取り入れ子どもの能力を引き出してあげて下さいというような形になってきています。近年、配慮が必要なお子さんが増えてきて、そういった子たちも同じクラスにたくさんいますが、加配の先生もついていないといけないのですが、子ども同士が助け合い育ちあってくれているなど感じております。私立幼稚園や私立幼稚園型認定こども園についても少しずつ変わってきておりますという所を補足しておきます。

会 長：ありがとうございます。次に事務局から報告事項よろしくお願いたします。

事 務 局：今後の予定でございますが、令和5年度第2回審議会は2月前半を予定しております。開催日が決まり次第お知らせいたしますので、ご参加のほどお願いたします。

9. 閉会

会 長：以上で本日の議題はすべて終了いたしました。長時間に渡り活発な議論をいただきありがとうございます。これもちまして令和5年度、第1回八尾市障害児保育審議会を閉会いたします。